

西海市教育委員会（令和2年第5回定例会）会議録

期 日：令和2年6月26日（金） 午後3時開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、浦辺 収

学校教育課 参事 梅木澤 泰江

社会教育課 課長補佐 堤 猛、篠原 真樹

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第5回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

3. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

西彼青年の家運営委員会理事会

校長当初面談

中堅研西海地区運営委員会

J A学童傘贈呈

第3回部長会

第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

西海市スポーツ推進委員会総会

校園長会

いじめ等調査委員会

教頭会研修会

令和2年度子ども読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰伝達式

一般質問

学校統合地区説明会（崎戸・大島西・大島東小校区）

第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

大瀬戸地区行政区長会

5. 議事

日程第1「議案第35号 西海市学校歯科医の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第35号 西海市学校歯科医の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

名簿は3ページになります。6番と8番、同じ方になりますが、西海北小学校の学校歯科医、西海中学校の学校歯科医ということで、新しく●●先生を委嘱しようとするものです。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第35号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

現在の大崎地区の学校歯科医である●●先生ですけれども、病院自体が先日指定取消を受けたんですね。この辺についてはどういう対応を考えておられるのでしょうか。

○学校教育課長

はい、お答えします。新聞報道があったその日に歯科医師会に確認をいたしました。その時に、歯科医師会から脱会をしていませんので、校医としての活動自体はやっていただいて構わないという回答を得ております。加えて、今日が最終日でしたが、歯科検診までも期間が短く、医師を急に変わると混乱を来すということも考えられましたし、保護者からも声が上がっていないということが全校で確認できましたので、今日までは歯科検診を実施させていただきました。今後、子どもたちが直接校医に関わることは基本的にありませんので、次年度以降の学校歯科医としての認定について、改めて歯科医師会に確認をしながら、変更する方向で検討したいと思っています。

○北島委員

はい、了解しました。基本的に学校医に診療してもらわなくてはいけないということはないと思いますので、そういう考えもあるのですが、診療の必要があったときに、また別のところに掛らなくてはいけないということになってしまいますので、今後の児童生徒のためにも、流れとしてリンクというか、整合させたほうがいいのかなど、連携したほうがいいのかなど感じておりますので、次年度ですね、そういったところも配慮する必要があるのかなと感じたところです。よろしくをお願いします。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第35号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第35号 西海市学校歯科医の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第36号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第36号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

名簿につきましては、3ページになります。新しく委員となる方についてご説明をいたします。5番の●●委員、7番の●●委員、8番の●●委員、9番の●●委員、10番の●●委員、11番の●●委員ということです。11番につきましては、任期の関係から、2段で整理させていただいております。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第36号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第36号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第37号 西海市立小学校のあり方を考える懇談会（大瀬戸地区）委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第37号 西海市立小学校のあり方を考える懇談会（大瀬戸地区）委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

名簿につきましては、3ページになります。新しく委員となる方は、1番の●●委員、2番の●●委員でございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第37号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第37号 西海市立小学校のあり方を考える懇談会(大瀬戸地区)委員の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第38号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第4「議案第38号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページから6ページまでが公布案になります。改正部分につきましては、新旧対照表で説明したいと思いますので、7ページをご覧ください。太文字と下線で示しております。まず別表第1ですが、要保護就学援助基準というところで、修学旅行費の金額が変わっております。小学校で21,670円が21,890円。中学校で60,300円が60,910円ということになっております。

別表第2は準要保護就学援助基準ということになります。学用品費で、11,520円が11,630円。中学生で22,510円が22,730円。それから通学用品費ですが、小中学校同じで、2,250円が2,270円。それから、宿泊を伴わない校外活動費については小学生が1,580円から1,600円。中学生が2,290円から2,310円。宿泊を伴う校外活動費につきましては、小学生が3,650円から3,690円。中学生が6,150円から6,210円。体育実技用具費の柔道においては7,570円から7,650円。剣道におきまして52,380円から52,900円。それから新入学児童生徒学用品費等につきましては、小学生が50,600円から51,060円。中学生が57,400円から60,000円。クラブ活動費につきましては、小学生が2,730円から2,760円。中学生が29,850円から30,150円。生徒会費におきましては、小学生が4,610円から4,650円。中学生においては5,500円から5,550円。PTA会費においては、小学生が3,410円から3,450円。中学生においては4,220円から4,260円。修学旅行費は、小学生が21,670円から21,890円。中学生が60,300円から60,910円。卒業アルバム代等で、小学生が10,890円から11,000円。中学生

が8,710円から8,800円となっております。

別表第3においては市内在住市外通学ですが、準要保護就学援助と同じ基準になりますので割愛させていただきたいと思えます。

11ページで今回の改正のポイントを説明させていただきたいと思えます。ポイント1としましては、支給額単価の改正ということで、国の単価の改正があったため、それに合わせたというところがございます。ポイント2の影響額と予算措置というところになりますが、西海市の当初の認定者見込み数で試算をしております。影響額は合計で287,520円となっており、現在、当初の見込みよりも認定者数が少ない状況でございますので、補正予算等の措置は今のところ考えておりません。ポイント3として、対象者への周知方法ですが、これは、1月期分の就学援助費支給時の支給通知とともに、単価の改正等の通知をしたいと思っております。ポイント4の規則の公布適用時期及び適用ですが、これは令和2年4月1日から適用するとしております。説明は以上でございます。

○教育総務課長

次長のほうから提案理由、改正のポイントについて説明していただきましたが、訂正をお願いしたい部分があります。12ページなんですけれども、ポイント2の最後の段落の3行目、「小学校準要保護者数172名(-8)」というふうにしてありますが、実際の認定者数の把握に誤りがあっておりましたので、「小学校準要保護者数169名(-5)」に訂正をお願いします。毎月、認定者数については、課の行政報告の中で触れておりますので、そこ整合性を保つというところで、以上のような訂正をお願いしたいと思えます。以上です。

○教育長

ただいま、議案第38号の説明がありました。質疑はありませんか。

○北島委員

影響額のところで287,520円影響があるということですが、これは国庫補助金ということで、歳入として入ってくるのでしょうか。それとも市の負担になるのでしょうか。

○教育総務課長

要保護については国庫補助金の対象になっています。予算自体は歳出予算が確保されておりますので、歳入予算についても、それに相当する部分の予算が確保されているということで、今のところ国の追加の交付というのは想定されないのかなと思っております。

○寺本委員

支給額の欄のところに限度額と入っている項目がありますが、実際に限度額を設けていても十分足りるというのが実情なのでしょうか。

○教育総務課長

各項目において限度額というものを設定している部分があります。これまでの支給状況を考えますと、限度額に達している経費もある状況になっております。ただ、やはり他の経費との関連もありますので、限度額を設けた支給をさせていただいているところです。

○寺本委員

市内在住市外通学の欄がありますが、市内に在住している人は通学費と給食費がないのかなと思えます。これについては、何かそれらに相当するような補填が行われているのでしょうか。

○教育総務課長

市内在住で市外に通学している就学援助費の基準で対象となる方については、通学費と医療費と給食費について支給がされないという規則になっております。この規則は基本的に市内の小中学校に通学する方を対象に制度設計しておりますので、希望して市外の学校に行かれる世帯については、それらの経費について各家庭での負担ということになります。保護者からの問い合わせ等もありませんので、現状、支給対象外という整理をさせていただいているところです。

○寺本委員

医療費についてですが、学校内でけがしたときにも市外に通っている方には支給されないということですね。特に準要保護を受けておられる方は経済的に大変かなと思われるんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長

学校活動単位でのけが等については、別に保険をかけるような形になっています。ですので、学校活動内での医療費については、基本的に保険で対応ができると考えております。

○村山委員

卒業アルバムに関して私が耳にしたことでして、卒業アルバム製作費用ってというのは、人数によってかなり金額が上下するというので、人数の多い学校でしたら、小学校でも1万円前後でできるような感じですがけれども、人数の少ないところに関しては、とてもそのぐらいの金額ではつukれないので、保護者が自分たちで写真を選んだり、制作にも加わったりと、学校によって違うような話を聞きました。ですので、一律の金額だと平等ではないような気がしました。今後検討していただければと思います。

○教育総務課長

昨年度の事例なんですけれども、村山委員さんがおっしゃるように、規模が小さい小学校の卒業アルバム代について、やはり業者発注だと各世帯の負担が大きいということで、自分たちで写真を撮ったものを編集して、作成するという学校がございました。卒業アルバム代等に係る経費の確認ということが難しかったところもありますので、それについては時間をおいて、保護者や学校に確認をしながら、これまでは対象にしなかったところについても、経費として就学援助の対象にしたという事例もございます。おっしゃるように、規模が小さい学校にも限度額がございましたので、ただいまのご意見については、まずは実際の各学校での経費のかけ方や実態についての調査をさせていただくということで対応していきたいと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第38号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第39号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第5「議案第39号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが公布案になります。改正部分につきましては、新旧対照表で説明したいと思います。第3条の準用規定に下線部をただし書きとして追加します。次に4ページの下線部分ですが、「西海市教育委員会規則第5号」を「令和2年西海市教育委員会規則第5号」に変更させていただいております。5ページで改正のポイントの説明します。ポイント1の改正の理由ですが、「会計年度任用職員移行前の非常勤職員と同様の取り扱いとするため、25日とするものです。」というところですね、こちらが今回の改正の理由というところでお考えいただきたいと思います。ポイント2の該当する職種については表に列記しておりますが、スクールソーシャルワーカーから部活動指導員までの方について、25日支給で調整をするために改正をするというところがございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第39号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第39号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第39号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第40号 令和2年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」

○教育長

日程第6「議案第40号 令和2年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

事業計画については2ページです。教育総務課所管分のGIGAスクール構想推進事業

ということで、小中学校を対象にしております。事業期間は令和2年6月から令和3年3月まで。今回、令和2年度の6月補正予算に計上した事業でございます。事業内容としては、大きく2つございます。まず、校内LANの整備業務では、小中学校の高速通信ネットワーク環境を整備します。小学校においては、崎戸小学校と大島西小学校を除いた9校が対象です。端末整備につきましては、児童生徒1人1台端末を整備するというので、合計で2,114台を購入予定でございます。追加で教育総務課長のほうから説明させていただきます。

○教育総務課長

校内LAN整備業務につきまして、追加で説明をさせていただきます。先月の定例教育委員会の際、予算に係る議案第34号ですね、議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出の審議の最後に質問があり、私が回答した内容ですが、離島である江島小中学校、平島小中学校についてはLAN整備をしなくても校内ネットワークの構築は可能ということで、施設の規模に応じた工夫をするというご説明をしたところでした。これは少し誤解を生むような説明になりますので、今回改めて説明をしたいと思っております。小学校については、先ほど次長から説明がありましたように、崎戸小学校と大島西小学校については、LAN整備を行わないということで考えております。今回の国の補助事業の考え方として、同時に40人が接続をしても問題ないようなLAN整備を行うという考え方があります。崎戸小学校、大島西小学校については児童、そして教職員合わせて40人未満という程度です。実際使うとなれば、1学級5人とか6人とか、先生を入れてもそれぐらいの人数だということで、既存のLANを活用した通信で十分対応可能であるという確認がとれましたので、崎戸小学校と大島西小学校についてはLAN整備は行わないという形で考えております。離島である江島小中学校、平島小中学校については、LAN整備は行うんですけども、アクセスポイントについては設置をしないでLANに直接接続するという方法が考えられますので、その方向で整備するために今回予算を計上しているところです。

○教育長

ただいま、議案第40号の説明がありました。質疑ありませんか。

○村山委員

2つ確認したいんですけども、大島東小学校には、大島造船からタブレットが支給されているような話を聞いたことがあります。それは今後どのように生かしていくのか、導入予定のタブレットはどれぐらいのサイズで、タッチペンとかを使いながら操作するような形でしょうか、教えてください。

○教育総務課長

大島東小学校にはタブレット等がございますが、今回は一斉に共通した仕様のタブレットを整備しますので、基本的には今回整備をするタブレットで今後は学習活動等を行っていただきたいというふうに考えております。寄附でいただいたタブレットについては、やはり寄附をしていただいた企業に確認をさせていただいて、その後、有効活用を図りたいと思っております。今回導入を予定している機器なんですけれども、キーボードがついているモバイルノート型のパソコンというような形です。要はタブレットにキーボードを用いているようなタイプになります。ただ、具体的にはですね、今回、課の行政報告の中で詳しくご紹介したいというふうに思っているのですが、県で決めた仕様に基づいて、

県内に事業所がある企業に一般競争入札という形で端末を購入をすることになりますので、具体的な大きさ等については契約の段階で変更になる可能性があります。基本的には11～13インチまでの範囲内のタッチパネル対応のモバイルノート型のパソコンというふうな形で考えております。モデルのパンフレットがございますので、お配りさせていただきたいと思います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第40号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第40号 令和2年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：7月28日（火）午後1時15分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午後4時25分閉会）